

議案第16号

三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例の一部改正について

次のとおり三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例の一部を改正する条例

三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例（平成18年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(支援体制の整備)</p> <p>第8条 <u>町は、地域の自主活動を支援するため、必要な組織を置くものとする。</u></p>	<p>(主事の配置)</p> <p>第8条 <u>自立推進員を補佐し、地域と町との有機的な連携の維持増進に資するため、地域に主事を置き、町の職員のうちから町長が任命する。</u></p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。